

環日本海圏航路に係る就航経費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (7月31日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

◎補助金の支払い(概算払い)

※支払い時期:8月、10月、1月、5月

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は、 交付決定年度の翌年度4月30日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・通商物流課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7660 tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp